

四日市市告示第 8 1 号

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の農業の担い手の育成・確保と、農地の集積・集約化を一体的かつ積極的に推進する地域において、担い手が売上高の拡大や経営コストの縮減に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援を行い、経営発展を促進するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用法規)

第 2 条 補助金の交付は、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2612 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体（戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の地域の中心となる経営体をいう。以下同じ。）であり、次のいずれかの要件に該当する者

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）

第 12 条第 1 項の認定を受けた認定農業者（基盤強化法 23 条第 4 項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。）であること。

イ 基盤強化法第 14 条の 4 第 3 項の認定を受けた認定新規就農者（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律 102 号。以下「改正法」という。）の施行日前にされた改正法第 4 条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号。以下「旧法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた者及び改正法 附則第 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 4 条第 1 項 の認定を受けた者を含む。以下同じ。）であるこ

と。

ウ 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）であって次の要件を満たすもの。

（ア）代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。

（イ）共同販売経理を行っていること。

（ウ）目標年度までに法人化することが確実であると見込まれること。

(2) 人・農地プランを作成していない地域で、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）であって次の要件を満たすもの。

ア 今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを担い手確保経営強化支援計画書で明らかにすること。

イ 遅くとも事業実施年度の翌々年度までに人・農地プランを作成すること。

(3) 第 4 条第 1 号に規定する事業を行う補助対象者が金融機関から融資を受ける際に、債務保証を行う三重県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）

（交付対象となる事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 補助対象者が自らの経営において行う次に掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、融資を受けるもの

ア 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、若しくは取得

イ 農地等の改良又は造成

(2) 前号の事業に対して基金協会が行う債務保証のうち、次に掲げる内容を満たす保証制度を確立するもの

ア 原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

（ア） 認定農業者に貸し付けられるもの

個人 3,600 万円（法人にあっては 7,200 万円）

（イ） 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人 3,000 万円（法人又は任意団体にあっては 6,000 万円）

イ 融資機関（農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号。以下「保証保険法」という。）第 2 条第 2 項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第 8 条第

1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

ウ 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

エ 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額 10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

（補助率等）

第 5 条 補助対象者に交付する補助金の額は、融資残額の範囲内で、前条第 1 号の事業費の 2 分の 1 以内の額又は融資額のいずれか低い額とする。

2 基金協会に交付する補助金の額は、保証対象融資額の 15 分の 1 とする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 申請者は、第 1 項の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 補助金の交付を受けようとする基金協会は、担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金交付申請書（第 2 号様式）を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 7 条 市長は、前条第 1 項及び第 4 項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達

成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者及び基金協会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(着工)

第13条 補助事業の着工は、原則として第7条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した、担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届（第4号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、補助事業者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業に着工したときは、速やかにその旨を担い手確保・経営強化支援事業に係る着工届（第5号様式）により、市長に届け出るものとする。

(状況報告及び立入検査等)

第14条 市長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、補助事業者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは必要な指示をすることができる。

(補助事業の内容の変更)

第15条 補助事業者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更承認申請書（第6号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各項目における20パーセント以内の変更をいう。

3 第1項に規定する変更について基金協会が行う場合は、担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金変更承認申請書（第7号様式）によるものとする。

4 市長は、第1項及び第3項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第16条 市長は、前条第4項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（竣工）

第17条 補助事業者は、補助事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（第9号様式）により、市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書（第10号様式）に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告について基金協会が行う場合は、担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金実績報告書（第11号様式）によるものとする。

3 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

4 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕

入りに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第12号様式）を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（是正のための措置）

第19条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

（額の確定及び交付）

第20条 市長は、第18条第1項及び第2項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付額確定通知書（第13号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（第14号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

4 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要と認められたときは、前各項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の一部を概算払により交付することができる。

（決定の取消し）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金の使用が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 2 2 条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 市長は、第 1 項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第 2 項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備え付け)

第 2 3 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る整備施設等について、財産管理台帳（第 1 5 号様式）を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 第 1 項の帳簿及び書類並びに前項の財産管理台帳は、補助事業者にあつては、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあつては、国の実施要綱第 3 の 2 の追加的信用供与事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了（保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。）するまで、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 2 4 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書（第 1 6 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、

この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(災害の報告)

第25条 補助事業者は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書（第17号様式）により、市長に報告しなければならない。

(検査)

第26条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(補助金の評価)

第27条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

- 2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(商工農水部農水振興課)

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書

年度において、担い手確保・経営強化支援事業を実施したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円

2. 添付書類

(1) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

(2) その他

四日市市長

住 所
名 称
代表者

印

年度担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金交付申請書

年度において、担い手確保・経営強化支援事業を実施したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円

2. 事業の目的

3. 事業の内容及び計画

4. 経費の内訳

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
農業改良資金 ・就農支援資金				
その他の資金				
計				

5. 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6. 添付書類

住所
氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金等の交付条件
 - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

四日市市長

住所
氏名

印

年度担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第13条第1項ただし書に基づき届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前 着工の理由

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

住所
氏名

印

年度担い手確保・経営強化支援事業に係る着工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注：工程表等を添付すること。

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

印

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で交付決定のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり変更したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金等変更申請額 金 円
2. 変更の理由
3. 変更の内容
4. 添付書類
 - (1) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書
 - (2) その他

四日市市長

住 所
名 称
代表者

印

年度担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で交付決定のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり変更したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円

2. 変更の理由

3. 事業の内容及び計画

4. 経費の内訳

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
農業改良資金 ・就農支援資金				
その他の資金				
計				

5. 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6. 添付書類

住所

氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金
変更申請については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第16条の規定
に基づき承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の変更決定額 金 円
2. 補助事業の変更内容
3. 補助金等の交付条件
 - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

第9号様式（第17条関係）

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

印

年度担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工届の提出について

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく事業について、下記のとおり事業が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	年 月 日
竣工年月日	年 月 日
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 (または予定年月日)	年 月 日
引渡し年月日 (または予定日)	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

第10号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

印

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 をもって交付決定のあった
年度担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり実施したので、四日市市担い手確保・
経営強化支援事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業実績 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書のとおり
2. 添付書類 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

四日市市長

住 所
名 称
代表者

印

年度担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号— をもって交付決定のあった 年
度担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり実施したので、四日市市担い手確保・
経営強化支援事業費補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円

2. 事業の目的

3. 事業の内容及び実績

4. 経費の内訳（実績）

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
農業改良資金 ・就農支援資金				
その他の資金				
計				

5. 事業完了年月日 年 月 日

6. 添付書類

第12号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で交付決定のあった 年度担
い手確保・経営強化支援事業について、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要
綱第18条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1. 年 月 日付け四日市市指令 第 号一
による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

住所

氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

平成 年 月 日

四日市市長

記

補助金の確定額 金 円

第14号様式（第20条関係）

年 月 日

請 求 書

四日市市長

住 所
氏 名

印

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金

四日市市長

住 所
氏 名 印

年度担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書

年度において担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1. 承認申請に係る機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち補助金）
 - (4) 取得年月日
2. 承認申請の理由
3. 承認申請に係る事項
 - (1) 処分子定時期
 - (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分数額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
 - (3) その他
4. 添付書類
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

（注）交換の場合にあつては、3の（3）を（4）とし、（2）の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象機械・施設の概要
 - ア 機械・施設の所在地
 - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格及び取得方法
 - エ 機械・施設の利用計画
 - オ 交換に伴う条件等

四日市市長

住 所
氏 名 印

年度担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書

年度において担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等が災害により被災したので、報告します。

記

1. 被災機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち補助金）
 - (4) 取得年月日
2. 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - (2) 被災の程度
3. 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
4. その他（災害復旧計画及び資金計画）
5. 添付資料
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類